

宿泊税に関するアンケート調査実施業務委託仕様書

1 業務委託名

宿泊税に関するアンケート調査実施業務委託

2 業務の目的

千葉市に宿泊経験のある者を対象に、本市の観光や施設の課題、宿泊税に関する意見等について調査することで、今後の施策展開の参考とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4 業務内容

(1) アンケート調査

過去3年以内に千葉市の宿泊施設に宿泊経験がある者を対象に、回答しやすさ等の配慮を行った上でアンケート調査を実施する。アンケートの実施に当たり必要な経費（入力フォーム作成費や郵送代、印刷代等）については、委託料の中から支払うこととする。

ア 対象者 過去3年以内に千葉市の宿泊施設に宿泊経験がある国内在住の18歳以上の者（目標回収数：500サンプル）

イ 実施方法 WEBアンケート（インターネット上から回答）
※民間リサーチ会社のインターネットモニターを利用する等、目標回収数達成に努めること。

ウ 実施時期 令和7年2～3月（10日間程度）

エ 設問数 15問程度

オ 調査項目（案） 性別、年齢、居住地、来訪目的、宿泊料金、千葉市の観光について、宿泊税に関する意見 等

※アンケート案は発注者より提供する。

(2) アンケート結果の集計

アンケート結果について、個票データをもとに単純集計、クロス集計を行い、グラフ等を用いて実施報告書を作成すること。

また、個票データ一覧及び単純集計結果については、実施報告書とは別に、速報データとして発注者の指示する時期に提出すること。

(3) 協議・打ち合わせ

本業務に係る作業方法、作業スケジュールについては、本仕様に定めるほか、発注者と受注者が綿密に協議し、決定する。

5 納品成果物

- (1) 納品成果物 アンケート結果を取りまとめた実施報告書
- (2) 納品方法 電子データでの納品
- (3) 校正 2回程度
- (4) 納品先 経済農政局経済部観光 MICE 企画課（千葉市役所高層棟 7階）
- (5) 納品期限 令和7年3月31日（月）まで

6 委託料

本事業の委託料の支払いは、業務完了検査後、一括払いとする。

7 留意事項

業務の遂行に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 受注者は、本業務実施に当たり、随時、発注者と協議を行い、意思疎通を図るとともに、指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 受注者は、本仕様書の解釈に疑義のある事項及び仕様書に定めのない事項は、事前に発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。
- (3) 受注者が本委託業務の遂行に当たり知り得た、発注者、参加企業等の情報及び個人情報の取扱いについては、法令に基づき厳重に管理を行い、本委託業務終了後も、他へ開示、漏えい及び目的外利用をしてはならない。

また、それらの発注者、事業者等の情報及び個人情報の漏えいにより生じた損害については、すべて受注者の責任において処理すること。

- (4) 受注者が本委託業務の遂行に関連し第三者へ損害が発生した場合、その損害が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、受注者の責任においてその損害を賠償すること。

(5) 権利関係

ア 業務における成果及び納品物の一切の権利は発注者に属する。

イ 契約期間終了後、本仕様による成果及び納品物について、発注者が対外的な発表を行うこと、複製・翻訳・翻案・譲渡及び貸与することに関して、受注者は一切の異議を申し立てないこと。

ウ 受注者は、業務による納品成果物が、発注者以外の者の著作権・特許権・肖像権等の権利を侵害しないことを確認すること。